

強行採決前

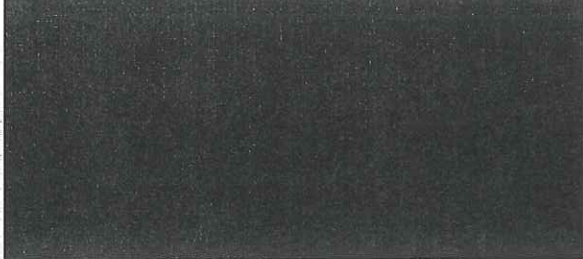
強行採決後

2 安全確保

(1) 事実経緯

武器使用に関し、平成15年7月9日のイラク復興支援特別措置法案の参院連合審査会において石破防衛庁長官（当時）は、拉致された隊員の「捜索」の際の自衛のための武器使用は可能との考えを示した。

派遣準備期間においては、派遣隊員の服装を緑色の迷彩服にして日の丸を表示、装備品の砂漠地域での使用を考慮した改善、宿营地警備のための監視システム導入等、安全確保のための各種施策を講じた。



(2) 武器使用規定と安全の確保

ア 武器使用規定

武器使用規定については、カンボジアPKO以来これまでの海外活動等において逐次に変遷してきているが、今回のイラク派遣においても派遣の枠組みとして法制上は人道復興支援活動に必要な武器使用権限が担保された。現在に至るも危害許容要件は正当防衛及び緊急避難に限られてはいるものの、陸上自衛隊初の海外活動であったカンボジアPKOでの防護対象は、自己並びに現場に所在する他の自衛隊員及び国際平和協力隊員のみであり、武器使用の判断も隊員個人の判断のみによっていたが、平成10年の法改正により隊員個人の判断のみでなく指揮官の命令による武器使用の規定が追加されている。

また、平成13年のテロ特措法では職務に伴い自己の管理の下に入った者の防護のための武器使用が明確となった。同年PKO協力法も同様の改正が行われ、じ後のPKOでも同様の枠組みが適用された。

今回のイラク派遣では現場に所在する他の自衛隊員の枠組みに宿营地にいる外務省職員のようなイラク復興支援職員が防護対象として追加されるとともに、いわゆる「駆けつけ警護」として拉致された隊員の捜索の際に攻撃を受ける等の危険が生じた場合は自衛のための武器使用が解雇上可能となったのである。

2 安全確保

(1) 事実経緯

武器使用に関し、平成15年7月9日のイラク復興支援特別措置法案の参院連合審査会において石破防衛庁長官（当時）は、拉致された隊員の「捜索」の際の自衛のための武器使用は可能との考えを示した。

派遣準備期間においては、派遣隊員の服装を緑色の迷彩服にして日の丸を表示、装備品の砂漠地域での使用を考慮した改善、宿营地警備のための監視システム導入等、安全確保のための各種施策を講じた。

派遣後のイラク現地においては、第1次イラク復興支援群が活動を開始した直後の平成16年4月7日および4月20日に宿营地近傍に迫撃砲弾が着弾する事案の発生を受けて、7月以降、宿营地の耐弾化施設の強化に着手するとともに、8月には空中監視装置（無人ヘリコプター）4機を導入して監視態勢を強化した。

また、国内においては、平成16年5月末に山梨県の北富士演習場梨ヶ原地区に「模擬サマーワ宿营地」を設置し、現地の状況を取り入れたより実際の派遣前の準備訓練を徹底して実施した。

なお、イラクにおける迫撃砲弾やロケット弾による宿营地に対する攻撃は、本派遣の全期間に散発的ではあったが合計10回以上発生した。このうち、平成16年10月22日から翌17年7月4日までの間にサマーワ宿营地内に着弾する事案が4回発生しており、特に、宿营地内に着弾した事案では、実際に被害が発生している。平成16年10月31日、現地時間午後10時30分頃に発射されたロケット弾は、駐屯地内の地面に衝突した後、鉄製の荷物用コンテナを貫通して土壌にあたり宿营地外に抜けており、一つ間違えば甚大な被害に結びついた可能性もあった。

(2) 武器使用規定と安全の確保

ア 武器使用規定

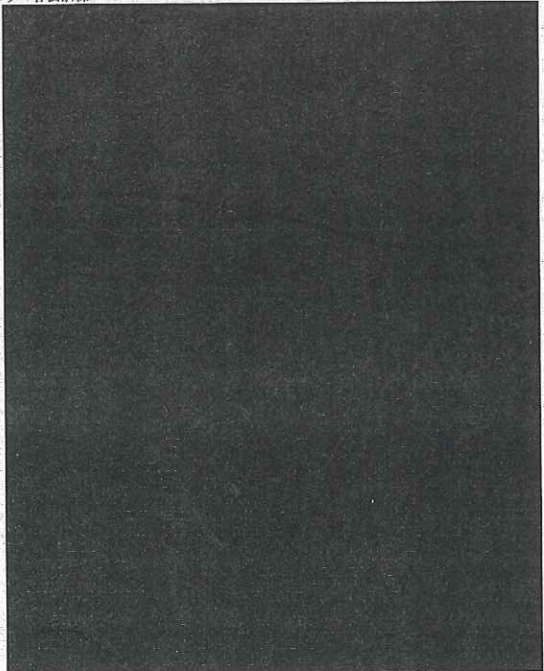
武器使用規定については、カンボジアPKO以来これまでの海外活動等において逐次に変遷してきているが、今回のイラク派遣においても派遣の枠組みとして法制上は人道復興支援活動に必要な武器使用権限が担保された。現在に至るも危害許容要件は正当防衛及び緊急避難に限られてはいるものの、陸上自衛隊初の海外活動であったカンボジアPKOでの防護対象は、自己並びに現場に所在する他の自衛隊員及び国際平和協力隊員のみであり、武器使用の判断も隊員個人の判断のみによっていたが、平成10年の法改正により隊員個人の判断のみでなく指揮官の命令による武器使用の規定が追加されている。

また、平成13年のテロ特措法では職務に伴い自己の管理の下に入った者の防護のための武器使用が明確となった。同年PKO協力法も同様の改正が行われ、じ後のPKOでも同様の枠組みが適用された。

今回のイラク派遣では現場に所在する他の自衛隊員の枠組みに宿营地にいる外務省職員のようなイラク復興支援職員が防護対象として追加されるとともに、いわゆる「駆けつけ警護」として拉致された隊員の捜索の際に攻撃を受ける等の危険が生じた場合は自衛のための武器使用が解雇上可能となったのである。

第2章 派遣準備

ウ 各個訓練



第2章 派遣準備

派遣要員を、陸上自衛隊幹部の専入教育、職種学校及び方面・陣内の後継別教育に参加させ、派遣部隊の任務遂行に必要な知識・技能を修得させた。

【各 群】

ウ 各個訓練

(ア) 至近距離射撃等を重視した訓練

a 平素の訓練を基礎として射撃、隊員の安全確保及び武器使用基準等に関する訓練を重視して実施した。射撃においては、支援群の至近距離射撃訓練基準に基づき、射撃検定を実施し、射撃能力の向上を図った。この際、至近距離射撃と制圧射撃を重点的に練成して、射撃に対する自信を付与した。武器使用基準等に関する訓練においては、各ケースに応じた武器使用の状況判断教育を実施した後、実動訓練を実施した。また、訓練終了後、支援群による補足説明、陸務法規理長による補足説明及び質疑応答により、隊員の疑問点の解消に努めた。【1次群】

b 射撃、格闘、救急法、武器使用基準、生存生活、野外衛生及び語学教育等を実施し、個人の能力の向上を図った。至近距離射撃については整備中隊のみならず他の部隊の隊員に対しても実施させ、武器使用基準と併せて隊員の能力及び意識の向上を図った。【2次群】

c 自隊計画の各個訓練においては、特に至近距離射撃訓練を重視して実施、射撃予習と実射訓練の反復演練により全職種員の練度を格段と向上させることができた。特に、訓練実施にあたり普通科教育連隊及び特殊作戦群から教官を派遣してもらい指導を受けたが、その指導は具体的なかつ実務的であり指導効果は大であった。また、訓練開始当初から全隊員が左撃ちを練成した成果も大であった。補備訓練として、通信機の取扱い操作訓練等を実施するとともに、コンテラスキャッチ及び空中監視装置の操作訓練に要員を参加させた。【3次群】

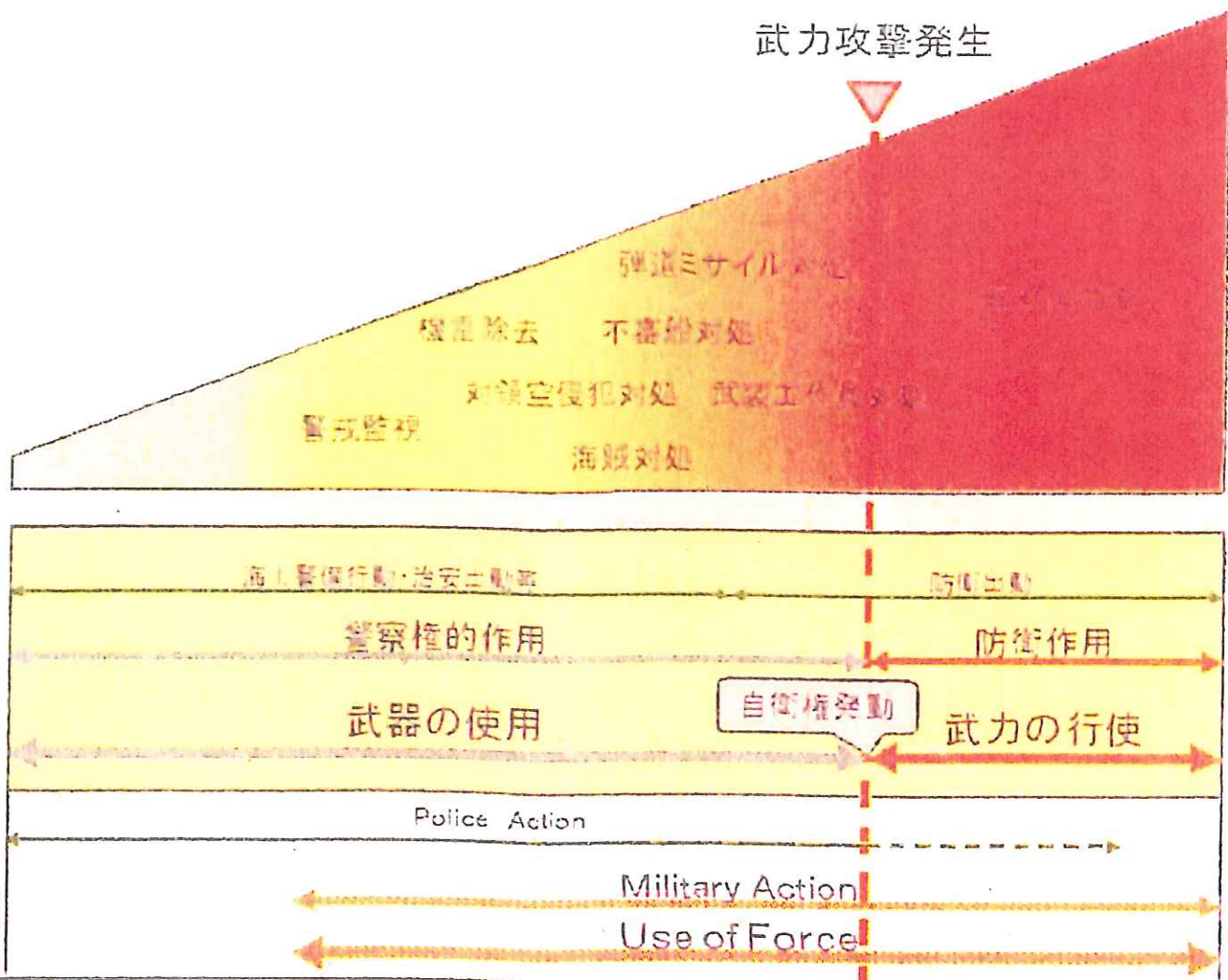
d 精神教育、共通戦技検定（特殊武器防護・徒手格闘・救急法）及び射撃訓練を実施し、一隊員まで「プロの戦士」として心・技・体を錬磨することができた。特に4回の射撃野営を実施し、射撃予習と実射訓練の反復演練により全職種員の練度を格段と向上させることができた。この際、至近距離射撃訓練を重視して実施した。【4次群】



射撃訓練



武器使用と武力の行使との関係

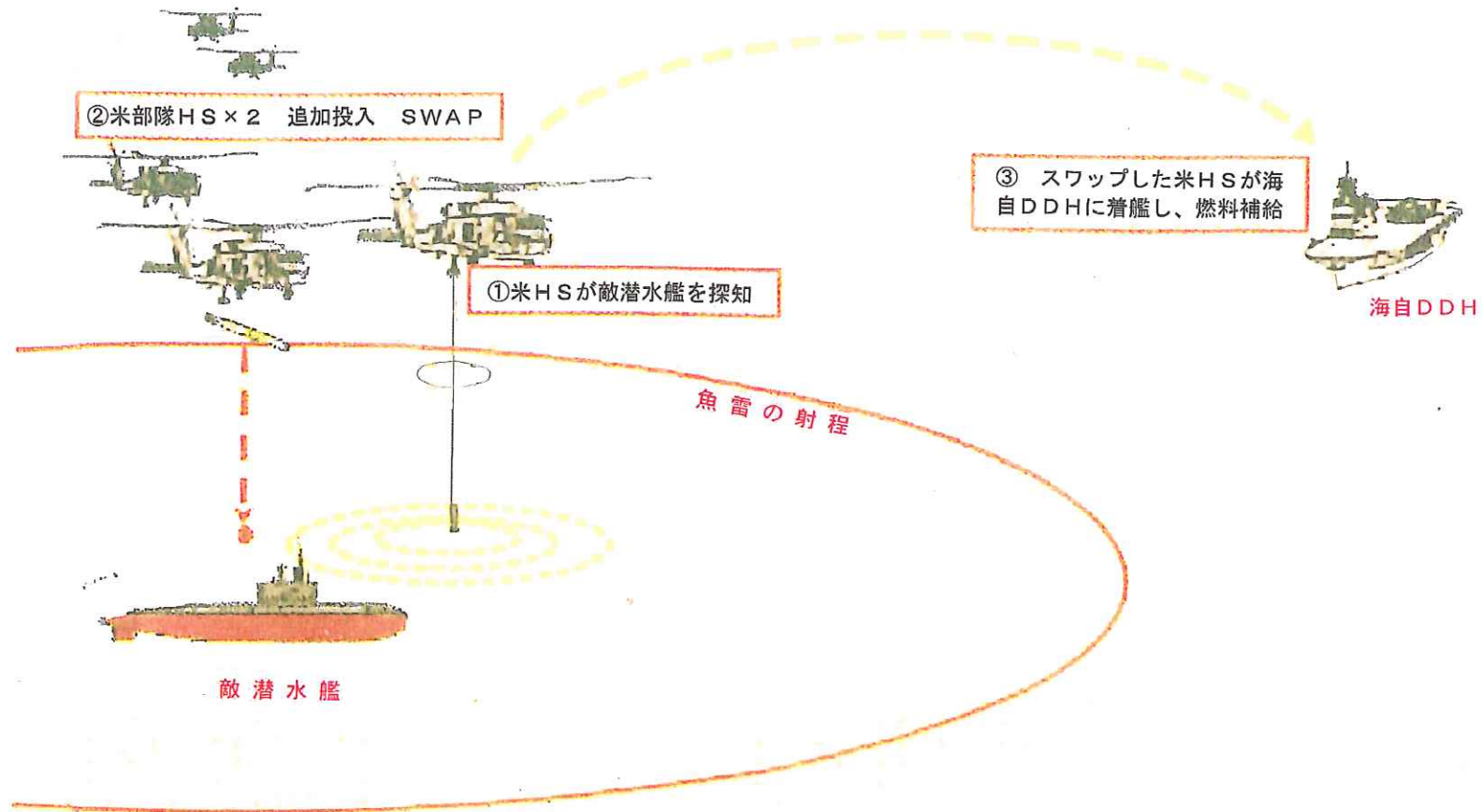


兵たんの内容はこう変わる

	テロ特措法	イラク特措法	今回
弾薬の提供	×	×	○
戦闘作戦行動に 発進準備中の 航空機への給油・整備	×	×	○
武器・弾薬の輸送	外国の領域に おける陸上輸送は 行わない	実施要領で 行わない	○



実際の運用を踏まえたイメージ



「戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備」、「弾薬の提供」も実施可能

アフガニスタンでの米陸軍の 補給任務中の死傷者数(07年度)

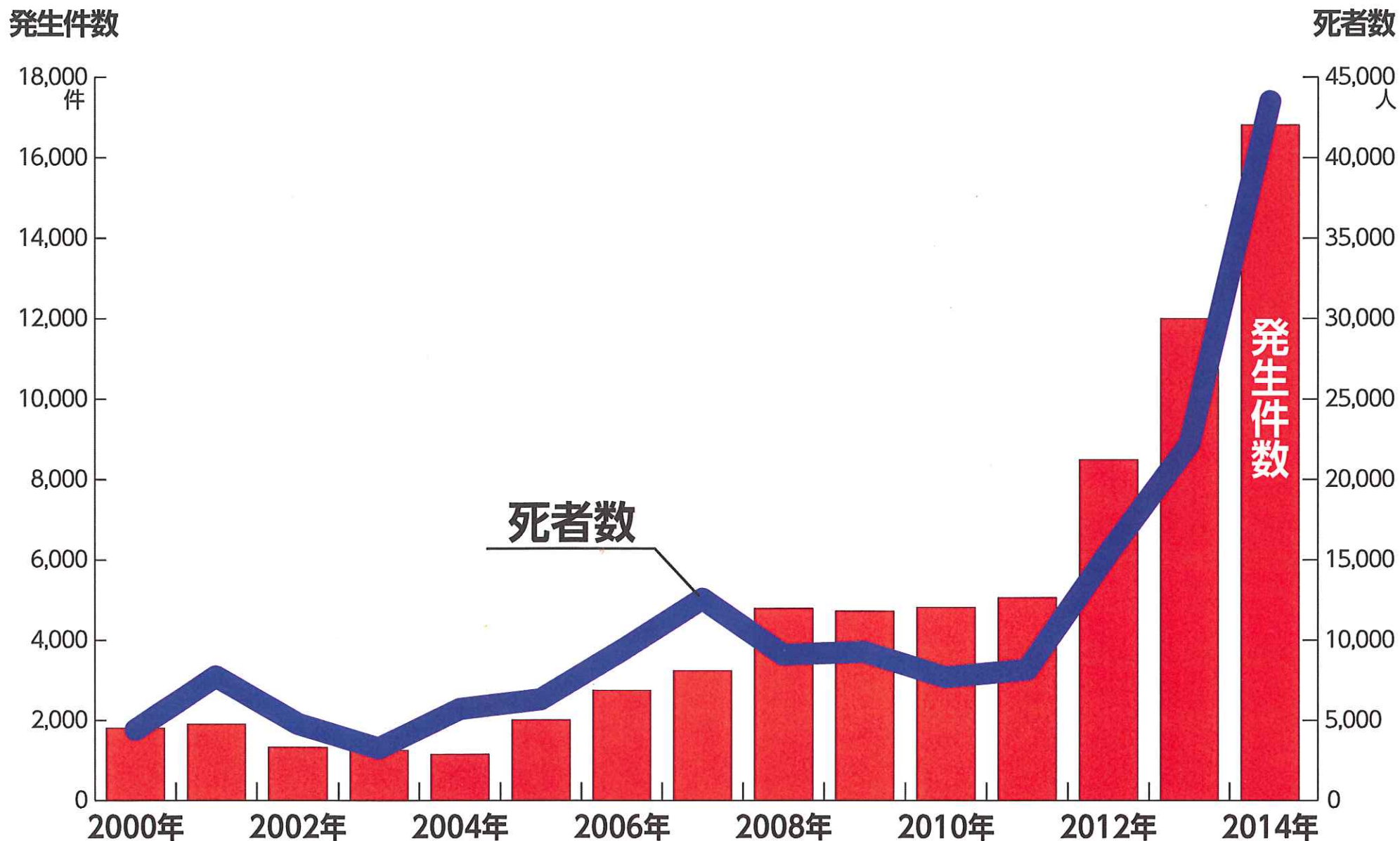
	輸送回数	死傷者数	比率
燃料	897回	38人	1人 / 24回
水	438回	15人	1人 / 29回

アフガニスタン戦争での犠牲者

	カナダ	ドイツ	イタリア	デンマーク
死亡者数	158	54	48	43
IED	92	7	23	22
自爆	13	14	1	0
地雷	0	1	0	3
発砲	26	14	8	12
事故など	27	18	16	6

IED: 80% (Canada), 61% (Germany), 75% (Italy), 68% (Denmark)

世界におけるテロ発生件数・死傷者数の推移



空母打撃群と遠征打撃群の中央軍・第5艦隊作戦地域へのローテーション配備

(2001年のアフガン戦争以降、年月は作戦地域での活動期間)

